

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H28・4・21 第138回総会; 上田市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名称	農政部
件名	6 土地改良事業に係る県営事業の面積要件の緩和について		
提案市	須坂市		
提案要旨	地域農業の体质強化を図るため、農業水利施設などの老朽化による施設更新に係る土地改良事業のうち、県営事業の面積要件の緩和を要望する。		
提案理由	<p>農家の減少や高齢化が進み地域の活力が低下していく中で、農業用水利施設の多くが耐用年数を迎えており、この結果、機能低下等により維持管理が困難となるなど、農家の営農意欲の低下も危惧されている。</p> <p>土地改良事業での整備はこれまで県営事業で実施してきたが、農地転用などにより農地が減少し、県営事業の採択要件である受益面積200haを下回る受益地は団体営事業での対応となるが、県営事業と比べ地元負担が増額することとなり、事業の推進が図れない場合があることから、県営事業の面積要件の緩和を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p><b>【現状】</b>          県 営事業 受益面積 200ha以上 国 50% 県 25% 地元 25%</p> <p><b>【要望】</b>          県 営事業 受益面積要件の弾力的運用</p>		
法令関係	長野県土地改良事業補助金交付要綱		